

平成21年経済センサス - 基礎調査の概要

1 調査の目的及び沿革

経済センサス基礎調査は、統計法（平成19年法律第53号）に基づいて行われる基幹統計調査であり、調査事業所及び企業の基礎的な経済活動の状態を調査し、我が国における包括的な産業構造を明らかにする経済構造統計の作成、並びに各種統計調査実施のための母集団情報を整備することを目的としています。

これまで、我が国の産業を対象とする大規模統計調査は、各府省が管轄する産業ごとに、それぞれ異なる年次及び周期で実施されてきました。このため、既存の大規模統計調査の結果を統合しても、同一時点における我が国全体の包括的な産業構造統計を作成できない状況にありました。また、国民経済に占める割合が高くなっているサービス分野の統計が不足しており、国内総生産を推計するための基礎統計として、全産業をカバーする一次統計を整備することが必要であったため、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2005」（平成17年6月21日閣議決定）において経済活動を同一時点で網羅的に把握する経済センサスの実施が提言されました。これに基づき、関係府省等において検討が行われ、「事業所・企業統計調査」、「サービス業基本調査」、「本邦鉱業のすう勢調査」を廃止し、「平成21年商業統計調査」、「平成23年工業統計調査」、「平成23年特定サービス産業実態調査」を中止したうえで、総務省及び経済産業省が中心となって平成21年7月に経済センサス - 基礎調査を実施しました。また、平成24年2月には、売上高や費用等の経理項目の把握に重点を置いた経済センサス - 活動調査を実施しました。

2 調査期日

平成21年7月1日現在

3 調査の対象

(1) 調査日現在で国内に所在するすべての事業所が調査対象となります。ただし、日本標準産業分類（平成19年11月改訂）のうち、次の事業所は調査対象から除かれます。

ア 大分類A―農業、林業に属する事業所で個人の経営に係るもの

イ 大分類B―漁業に属する事業所で個人の経営に係るもの

ウ 大分類N―生活関連サービス業、娯楽業のうち、中分類79―その他の生活関連サービス業（小分類番号792 家事サービス業に限る。）に属する事業所

エ 大分類R―サービス業（他に分類されないもの）のうち、中分類96―外国公務に属する事業所

(2) 次の事業所は、調査技術上の観点から対象外としました。

ア 家事労働の傍ら、特に設備を持たないで賃仕事をしている個人宅

(3) 次の事業所は、経済センサスでいう事業所に含めていません。

ア 収入を得て働く従業者がいないもの

イ 休業中で、かつ従業者がいないもの

ウ 季節的に営業する事業所で、調査期日に従業者がいないもの

4 調査の単位

事業所とは、一定の場所（1区画）を占めて、単一の経営主体のもとで経済活動が行われていること、また従業者と設備を有して、物の生産や販売、サービスの提供が継続的に行われていることを要件とします。事業所は、それぞれの事業を営んでいる「場所ごと」に事業所としてとらえるため、単一の経営者が、異なる場所で事業を営んでいる場合は、それぞれの場所ごとに1事業所としました。また、1区画の場所で異なる経営者

が事業を営んでいる場合は、経営者が異なるごとに1事業所としました。

なお、事業所としての取扱いに関し、次に掲げるものについては、特例を設けました。

(1) 建設業

作業の行われている工事現場、現場事業所などは、それらを直接管理している本社、支店、営業所、出張所などの事業所を含めて調査しました。

また、自営の大工、左官、塗装工事・屋根工事・配管工事・電気工事などの業者については、工事現場では調査せず、それらの業者の事業所又は自宅で、その従業者も含めて調査しました。

(2) 運輸業

鉄道、自動車、船舶、航空機などによる運輸業は、管理責任者のいる場所を事業所としました。鉄道業について、駅、車掌区、車両工場などは、それぞれを1事業所としました。

ただし、駅長、区長などの管理責任者の置かれていない事業所は、管理責任者のいる事業所を含めて調査しました。

(3) 学校

小学校、中学校などが併設されている場合は、それぞれを1事業所としました。したがって、同一の学校法人に属する幾つかの学校、例えば、大学、高等学校、中学校、小学校、幼稚園などが同一構内にあるような場合、学校ごとにそれぞれ1事業所としました。

ただし、高等学校に併設されている定時制課程などは別の事業所とせず、その高等学校を含めて調査しました。

(4) 国及び地方公共団体の機関

国及び地方公共団体の機関については、法令により独立の機関として設置されている機関を1経営主体とみなし、それぞれの場所ごとに1事業所としました。

ただし、一般行政事務又は立法事務を行っている機関の中に、それ以外の現業的業務を行っている「係」などの組織がある場合は、それらの組織をまとめて別の事業所としました。

5 調査の流れ

調査は、我が国すべての事業所及び企業を対象としており、「甲調査」及び「乙調査」の2種類からなっています。

甲調査は、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所を、乙調査は、国及び地方公共団体の調査事業所を対象として、それぞれ次に示す流れで実施しました。

ア 甲調査

(ア) 調査員による調査

総務大臣－都道府県知事－市町村長－統計調査員（指導員）－統計調査員－民営事業所

(イ) 市町村による調査

総務大臣－都道府県知事－市町村長－民営事業所

(ウ) 都道府県による調査

総務大臣－都道府県知事－民営事業所

(エ) 総務省による調査

総務大臣－民営事業所

イ 乙調査

(ア) 国による調査

総務大臣－各府省の長－調査事業所

(イ) 都道府県による調査

総務大臣－都道府県知事－調査事業所

(ウ) 市町村による調査

総務大臣－都道府県知事－市町村長－調査事業所

6 調査の方法

調査は、対象となる事業所及び企業の規模に応じて、調査員による調査と国、都道府県、市町村による調査に分けて行いました。

ア 甲調査

(ア) 調査員による調査（一定規模以下の事業所及び企業を対象）

調査員が直接調査対象事業所を訪問して調査票を配布・収集

(イ) 総務省、都道府県、市町村による調査（一定規模以上の事業所及び企業を対象）

総務省、都道府県若しくは市町村がインターネット又は郵送により調査票を配布・収集

イ 乙調査

市町村の調査事業所にあつては市町村長が、都道府県の調査事業所にあつては都道府県知事が、国の調査事業所にあつては総務大臣が各府省の長を通じ、調査事業所ごとに調査票を配布・収集

7 調査事項

(1) 甲調査

ア 事業所に関する事項

(ア) 名称

(イ) 電話番号

(ウ) 所在地

(エ) 開設時期

(オ) 従業者数

(カ) 事業の種類

(キ) 業態

イ 企業に関する事項

(ア) 経営組織

(イ) 資本金等の額

(ウ) 外国資本比率

(エ) 決算月

(オ) 持株会社か否か

(カ) 親会社の有無

(キ) 親会社の名称

(ク) 親会社の所在地及び電話番号

(ケ) 子会社の有無及び子会社の数

(コ) 法人全体の常用雇用者数

(サ) 法人全体の主な事業の種類

(シ) 国内及び海外の支所等の有無及び支所等の数

(ス) 本所の名称

(セ) 本所の所在地及び電話番号

(2) 乙調査

ア 名称

イ 電話番号

ウ 所在地

エ 職員数

オ 事業の種類

カ 事業の委託先の名称、電話番号及び所在地

8 調査結果の集計

調査された結果については、総務大臣宛に調査票データの使用申請を行い、承認を得たうえ、京都市独自に集計を行いました。

9 「事業所・企業統計調査」結果と比較する場合の留意事項

事業所・企業統計調査（平成18年まで実施）と調査の対象は同様ですが、調査手法が以下の点において異なることから、平成18年事業所・企業統計調査との差数が全て増加及び減少を示すものではありません。

(1) 商業・法人登記等の行政記録の活用

(2) 会社（外国の会社を除く）、会社以外の法人及び個人経営の事業所の本社等において、当該本社等の事業主が当該支所等の分も一括して報告する「本社等一括調査」の導入等

したがって、本書では統計表の時系列比較を行っておりません。

（総務省統計局ホームページ「経済センサス基礎調査」から転載）